

## ⑥重要な会計方針等

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改定について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成 23 年 6 月 28 日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成 24 年 3 月最終改訂）を適用しております。

### I 重要な会計方針

#### 1. 運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、業務達成基準を適用しております。

#### 2. 減価償却の会計処理方法

##### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～54年

構築物 5～30年

工具器具備品 3～20年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第 8.7)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

##### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 3.8 に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

#### 4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法(定額法)

#### 6. 未収財源措置予定額の計上基準

##### (1)第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 22 条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 19 条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

##### (2)第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除

損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**(3) 第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額**

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

**(4) 法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

**(5) 旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第3条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701 円）から補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

**(6) 貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額**

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成 21 年 3 月 16 日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第 23 条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成 20 年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784 円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

**7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法**

**(1) 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法**

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

**(2) 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率**

当該年度に行った全ての資金調達に係る約定利率の加重平均値 0.463% で計算しております。

**8. リース取引の処理方法**

**(1) リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引**

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

**(2) リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引**

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

**9. 消費税等の会計処理**

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

**II 重要な債務負担行為**

該当ありません。

**III 重要な後発事象**

該当ありません。

**IV 減損会計関係注記**

**1. 減損を認識した固定資産**

## (1) 職員宿舎

① 減損を認識した固定資産の概要

(単位：円)

用途	資産名称	種類	場 所	23年度末 帳簿価額 (減損後)	減損額のうち損益 計算書に計上した 額	減損額のうち損益 計算書に計上して いない額
職員 宿舎	田代 宿舎	土地、 建物	愛知県名古屋市 千種区田代町	24,360,000	0	461,152
職員 宿舎	さつき丘 宿舎	土地、 建物	大阪府枚方市 山之上西町	18,040,000	0	1,224,976

(注1) 帳簿価額は、平成24年3月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

(注2) 帳簿価額(回収可能サービス価額)は、正味売却価額の金額を掲記しております。

## ② 減損の認識に至った経緯

利用率が著しく低い田代宿舎及びさつき丘宿舎については、平成23年度末をもって廃止しました。

## 2. 使用しないという決定を行った固定資産

### (1) 留学生宿舎

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平6条
留学生宿舎	東京国際交流館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	兵庫国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	兵庫県神戸市中央区脇浜町
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舎	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

## ② 使用しなくなる日

各宿舎ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

## ③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することとされていること及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得るとされていることから、当機構では、大学・民間等への売却に向けて、引き続き業務を進めているところです。

## ④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：土地6,038,407,880円、建物等29,922,489,882円、借地権5,450,587,495円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

### (2) 東海北陸支部分室

① 使用しないという決定を行った固定資産の概要

用 途	資産名称	種 類	場 所
事務所	東海北陸支部分室	建物	愛知県名古屋市昭和区川名山町

## ② 使用しなくなる日

平成24年4月1日

③ 使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、当機構において講ずべき措置として、東海北陸支部(分室)について、廃止も含めて検討することとされたことを受け、利用実態の調査、周辺大学における購入希望の確認等を行いました。その結果、一般の利用実績が著しく低く、周辺大学の購入希望もないため、廃止すると決定しました。

④ 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

(単位：円)

資産名称	帳簿価額	回収可能 サービス価額	減損額の見込額
東海北陸支部分室	21,480,165	0	21,480,165

※ 帳簿価額は平成 24 年 4 月 1 日現在の帳簿価額を記載しております。

※ 回収可能サービス価額は、正味売却価額を掲記しております。

## V 金融商品の時価等の開示に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、奨学金貸与事業を実施しております。この業務を実施するため、一般会計借入金、財政融資資金、金融機関からの借入及び財投機関債の発行により資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、個人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は国債、地方債及び譲渡性預金であり、満期保有目的で保有しております。

借入金及び財投機関債は、市場の混乱等により、当法人の資金調達が困難となる等の流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当法人は、当法人の奨学規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸付金について、信用情報管理、問題債権への対応など債権管理に関する体制を整備し運用しております。これらの債権管理は、奨学金事業部により行われ、また、定期的に運営会議等を開催し、審議・報告を行っております。

##### ② 金利リスクの管理

予め法令又は業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	125,895	125,895	—
(2) 貸付金及び破産再生更生債権等	7,275,964	6,840,132	△435,832
(3) 有価証券及び投資有価証券	50,232	51,181	950
満期保有目的	50,232	51,181	950
債券	22,232	23,181	950
譲渡性預金	28,000	28,000	—
(4) 日本学生支援債券	(370,000)	(370,043)	(43)
(5) 長期借入金	(7,004,919)	(6,147,481)	(△857,438)

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 貸付金

貸付金及び破産再生更生債権等の種類に基づく区分ごとに、無利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、有利子奨学金については、将来キャッシュ・フローを見積り、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で満期となるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 日本学生支援債券

当法人の発行する日本学生支援債券の時価は、市場価格によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、無利息である一般会計借入金については、法令上の国からの償還免除相当額を見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定し、財政融資資金及び金融機関からの借入については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## VI 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## VII 不要財産の国庫納付に関する注記

### 1. 平成23年度に不要財産としての国庫納付等を行ったもの

#### (1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

名 称	用 途	区 分	場 所	帳簿価額	うち国の支 出を財源と する部分	うち自己財 源による部 分
京都国際交流会館	留学生寄宿舎	建物	京都府京都市山科区御陵池堤町	163,529,578	15,363,930	148,165,648
京都学生支援会館	事務所	土地、建物	京都府京都市左京区田中関田町	286,983,890	78,697,674	208,286,216
計	—	—	—	450,513,468	94,061,604	356,451,864

#### (2) 不要財産となった理由

京都国際交流会館及び京都学生支援会館に係る土地及び建物等については、平成21年度に重要な財産の処分の認可を受けて譲渡したところですが、当該取引は独立行政法人通則法一部を改正する法律(平成22年法律第37号)附則第3条の規定に基づき、平成23年1月26日に主務大臣により不要財産の譲渡に相当するものと定められたことにより、当該財産について平成23年3月15日に不要財産の譲渡収入による国庫納付に係る認可申請を行い、平成23年3月30日に認可を受けました。

#### (3) 国庫納付等の方法

現金にて納付

#### (4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額

352,610,000円

(うち、国の支出を財源として取得した資産の譲渡収入額95,025,454円)

(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

控除した費用はありません。

(6) 国庫納付額

95,025,454円

(7) 納付年月日

平成23年4月18日

(8) 減資額

該当ありません。

2. 平成24年度に不要財産としての国庫納付等を行うもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

(単位：円)

名 称	用 途	区 分	場 所	帳簿価額	うち国の支出を財源とする部分	うち自己財源による部分
仙台第一 国際交流会館	留学生宿舎	土地、 建物、 構築物	宮城県仙台市 青葉区三条町	734,271,663	692,157,789	42,113,874
仙台第二 国際交流会館	留学生宿舎	建物、 構築物	宮城県仙台市 宮城野区東仙台	127,543,585	31,704,696	95,838,889
駒場 国際交流会館	留学生宿舎	土地、 建物、 構築物	東京都目黒区 駒場	1,485,967,466	1,485,967,466	0
祖師谷 国際交流会館	留学生宿舎	土地、 建物、 構築物	東京都世田谷区 上祖師谷	4,878,692,210	4,853,783,348	24,908,862
大阪第一 国際交流会館	留学生宿舎	土地、 建物、 構築物	大阪府吹田市 津雲台	1,217,333,597	1,217,333,597	0
大阪第二 国際交流会館	留学生宿舎	建物、 構築物	大阪府大阪市 北区神山町	659,607,386	624,764,886	34,842,500
広島 国際交流会館	留学生宿舎	建物、 構築物	広島県広島市 中区広瀬北町	551,749,474	551,749,474	0
計	—	—	—	9,655,165,381	9,457,461,256	197,704,125

(2) 不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、機構が講ずべき措置として、留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営については、大学・民間等への売却を進め、機構の事業としては平成23年度末に廃止することとされ、国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付することとされました。

このことを受け、第2期中期計画において、「独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画」として、「国際交流会館等については、大学・民間

等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止」し、「国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する」旨の追記に係る変更認可を受けました（平成23年3月31日）。

**(3) 国庫納付等の方法**

現金にて納付

**(4) 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額**

6,390,087,450円

（うち、国の支出を財源として取得した資産の譲渡収入額6,268,479,349円）

**(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額**

340,454,958円

**(6) 国庫納付額**

5,928,024,391円

**(7) 納付年月日**

平成24年4月13日

**(8) 減資額**

該当ありません。

**VIII その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報**

当法人は、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、その機能を整理したうえで、大学入試センター及び大学評価・学位授与機構統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得るものとされております。